## 標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、標茶町が発注する除雪に関する業務(以下「除雪関係業務」という。)を受託しようとする事業者が行う従業員等の除排雪機械の運転に必要な資格の取得に係る費用負担の一部を補助することにより、除排雪機械の運転手となる人材の確保と後継者育成を支援し、もって地域住民の安全な道路環境の維持に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1)事業者 申請の属する年度又は前年度における除雪関係業務の受託者をいう。(2) 運転免許 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第84条第3項に規定する大型自動 車免許又は大型特殊自動車免許をいう。
  - (3) 技能講習 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転技能講習をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、除排雪機械の運転に必要な運転免許の取得若しくは技能講習の 修了又はその両方を取得及び修了しようとする従業員等と期間の定めのない労働契 約を締結し、雇用している事業者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助対象者としない。
- (1) 町税を滞納している事業者
- (2)建設工事請負業者選定及び指名基準等に関する要綱(昭和53年標茶町訓令第1
- 号)第 21 条に基づき指名停止措置を受けた者であって、当該指名停止措置の期間を 経過していない事業者

(資格取得者の条件)

- 第4条 除排雪機械の運転に必要な資格を取得しようとする従業員等は、次の各号いず れにも該当する者とする。
  - (1) 普通自動車免許を所持している 55 歳未満の者
  - (2)除排雪機械の運転に必要な運転免許の取得若しくは技能講習の修了した日の属する年度の翌年度から起算して3年(以下「資格取得後3年」という。)を経過する日まで除雪関係業務に従事することを確約する者
  - (3) 町税を滞納していない者

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる資格を前条に規定する資格取得者に新たに取得させるために必要な教習料及び講習料の額とする。ただし、補助対象経費について、標茶町から他の制度による補助金の交付を受けている場合は、当該補助対象経費から控除するものとする。
  - (1) 大型自動車免許
  - (2) 大型特殊自動車免許
- (3) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 2 資格取得者が当該資格の取得に至らなかった場合及び同一の資格を2回以上取得 した場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とする、ただし、資格取得者 1人につき20万円を限度とする。
- 2 同一の資格取得者が2回以上に分けて資格を取得する場合は、その合計額を補助対 象経費とする。
- 3 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる 書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業計画書(別記様式第2号)
  - (2) 事業者及び資格取得者に町税の滞納がない旨を証明する書類
  - (3) 資格取得者の雇用証明書の写し
  - (4) 資格取得者の所持する運転免許証の内容を確認できる書類
  - (5) 補助対象経費の内訳を確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式 第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定内容等の変更及び承認)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の交付 決定に係る内容を変更しようとするときは、すみやかに標茶町除排雪機械運転免許取 得支援事業補助金変更承認申請書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならな い。
- 2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と

認めた場合は、変更を承認し、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金変更承 認通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日までに、標 茶町除排雪機械運転免許取得支援事業実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書 類を添えて、町長に報告しなければならない。
  - (1) 補助対象経費を支払いしたことが確認できる書類
  - (2) 資格を取得したことを確認できる書類
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第 12 条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。 (補助金の取消し等)
- 第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた事業者(以下「受給事業者」という。)が 次の各号のいずれかに該当したときは、当該決定の全部又は一部を取消すことができ る。
  - (1) 補助金交付申請に関する書類に虚偽があったと認められた場合
  - (2) 第4条第1項第2号の規定に違反したとき。(疾病又は死亡等により受給事業者 及び資格取得者の責めによらず除雪関係業務に従事しなかった場合を除く。)
  - (3) 資格取得者が資格取得後3年以内に免許取消処分などによりこの事業で取得した資格を失効したとき。
  - (4)受給事業者が事業廃止等を行うときで資格取得後3年に満たない資格取得者がいるとき。
- 2 前項の規定により当該決定を取り消したときは、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金取消通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 14 条 前条の規定により当該決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。
- 2 助成金の返還を命じるときは、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金返還 命令通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(在籍状況等の報告)

- 第 15 条 受給事業者は、資格取得者の在籍状況及び資格取得者が自ら除排雪機械を運転して除雪排雪関係業務に従事したこと(以下「在籍状況等」という。)を資格取得後3年間、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業資格者在籍状況等報告書(別記様式第 10 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。
  - (1) 資格取得者の在籍を確認できる書類
  - (2) 取得した資格を保持していることを確認できる書類
  - (3) 資格取得者が自ら除排雪機械を運転したことを確認できる書類
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告の基準日及び期限は、次に掲げる日とする。
- (1) 資格取得者の在籍状況等の報告基準日 当該年度の3月31日
- (2)報告の期限 前号の翌年度の4月20日 (その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は令和7年4月1日から施行する。